

山形県規則第73号

知事の権限に属する事務の委任に関する規則の一部を改正する規則

 \bigcirc

山形県公報

平成15年12月12日(金) 第1500号

毎 週 火・金 曜 日 発 行

目 次

	規	則				
知事の権限に属する事務の委任に関す				• • •		課)…1371 _
山形県財務規則の一部を改正する規則.				(出	納	局)…1372
	告	示				
児童福祉法による指定居宅支援事業者の	の指定			(児	童家庭	課) 同
結核予防法による指定医療機関の指定.				(保	健薬務	課) 同
結核予防法による指定医療機関の指定	の辞退			(同)1373
指定居宅サービス事業者の指定			(庄	内総合支	庁福祉	:課)…1374
県営土地改良事業の施行に伴う工事の	完了			(農	村計画	課) 同
農林水産大臣の指定に係る保安林予定	森林の通知			(森	林	課) 同
公共測量の実施の通知				(管	理	課)1375
道路の区域の変更			(村山総	合支庁建	設総務	課) 同
同			(同) 同
県道の供用の開始			(同)1376
開発行為に関する工事の完了			(村	山総合支	庁建築	課)同
道路の位置の指定		(村	山総合支庁	西村山総	務建築	課)同
県道の供用の開始			(最上総	合支庁建	設総務	課)同
同			(同)1377
道路の区域の変更			(置賜総	合支庁建	設総務	課)同
県道の供用の開始			(同) 同
同			(同) 同
道路の区域の変更		(置	賜総合支庁	西置賜総	務建築	課)1378
同		(同) 同
県道の供用の開始		(同) 同
	公	告				
認証業務の実施に関する事務の委任				(情	報企画	課)1379
特定非営利活動法人の設立の認証の申	: 请		(置賜総	合支庁企	画振興	課) 同
県営住宅入居者の一般公募			(村	山総合支	庁建築	課) 同
	正	誤				
		HAX				
	 規					
	八 兀					
知事の権限に属する事務の委任に関する	規則の一部を引	女正する規則をこ	こに公布す	·る。		
平成15年12月12日	Hr GP	, _ ,,,,,,,,,,	,			
		山形県知事	髙	橋	和	太 隹

1371

知事の権限に属する事務の委任に関する規則(昭和41年9月県規則第70号)の一部を次のように改正する。 別表総合支庁長又は自動車税事務所長の項第1項第1号イ中「第9項」を「第10項」に改める。

R(4 BI)

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

山形県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

山形県規則第74号

山形県財務規則の一部を改正する規則

山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号)の一部を次のように改正する。

別表第1第2項出納員に委任する事項の欄第3号イ中「利子等に係る県民税及び」を「利子等、特定配当等及び 特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに」に改め、同号ロ中「利子等」を「利子等、特定配当等及び特定株式 等譲渡所得金額」に、「、県たばこ税及び」を「並びに県たばこ税並びに」に改め、同号二中「利子等に係る県民 税及び」を「利子等、特定配当等及び特定株式等譲渡所得金額に係る県民税並びに」に改める。

附 則

この規則は、平成16年1月1日から施行する。

告示

山形県告示第1129号

児童福祉法(昭和22年法律第164号)第21条の10第1項の規定により、指定居宅支援事業者を次のとおり指定した。 平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅支援事業者の名称 及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	児童居宅支援の種類	指定年月日
天童総合企画株式会社	げんきケアステーション		
天童市大字山元995番地の1	天童市天童中二丁目1番1	児童居宅介護	平成15年11月26日
	号101		
特定非営利活動法人光の子	特定非営利活動法人光の子	児童デイサービス	平成15年11月27日
鶴岡市大塚町28番40号 E	鶴岡市大塚町28番40号 E	ル主ノークーレス	十/32/10十/1/72/日
特定非営利活動法人くれよ	特定非営利活動法人くれよ		
んはうす	んはうす	児童デイサービス	平成15年12月1日
新庄市金沢1439番地22	新庄市金沢1439番地22		
社会福祉法人東根福祉会	児童短期入所事業所こすも		
東根市大字野川2074番地の	すの家	児童短期入所	平成15年12月 1 日
99	東根市大字野川2074番地の	九里应别八川	十成13年12月1日
99	103		
社会福祉法人東根福祉会	児童短期入所事業所大けや		
東根市大字野川2074番地の	きの家	児童短期入所	亚式15年12日1日
99	村山市楯岡新町三丁目2番	元里拉别八川	平成15年12月 1 日
	1号		

山形県告示第1130号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第1項の規定により、指定医療機関を次のとおり指定した。 平成15年12月12日

指定医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
イエロー・グリーン薬局つるおか店	鶴岡市泉町4番地の8	平成15.6.2
髙 取 薬 局	西村山郡西川町大字海味475番地	同 7.16
あ お ぞ ら 調 剤 薬 局	鶴岡市若葉町23番地の 6	同 8.4
舟 形 調 剤 薬 局	最上郡舟形町舟形352番地の10	同 8.20
医療法人 吉 川 医 院	長井市成田1621番地	同 9.11
新 田 ク リ ニ ッ ク	上山市金生一丁目15番10号	同 9.19
有限会社 山 本 調 剤 薬 局	米沢市中央七丁目 4 番46号	同 9.22
飯豊町国民健康保険診療所	西置賜郡飯豊町大字椿3642番地	同 10.1
岡田内科循環器科クリニック	酒田市東大町三丁目38番3号	同
医療法人弘永会 斎 藤 内 科 医 院	鶴岡市本町二丁目6番30号	同
イエロー・グリーン薬局にしごう店	鶴岡市大字辻興屋字三丁場23番地の13	同 10.4
さ く ら 薬 局	 酒田市相生町二丁目 5 番地43号 	同 10.9
さ つき薬 局	酒田市亀ヶ崎三丁目2番地5号	同
た ぶ の 木 薬 局	酒田市亀ヶ崎七丁目1番地33号	同
み ど り 町 薬 局	鶴岡市みどり町32番地の55	同
ひらた町調剤薬局	飽海郡平田町大字砂越字粕町100番地の1	同
あ か ゆ 調 剤 薬 局	南陽市島貫599番地の 7	同 10.11

山形県告示第1131号

結核予防法(昭和26年法律第96号)第36条第4項の規定により、次の指定医療機関は、その指定を辞退した。 平成15年12月12日

	指	定	医	療	機	関	の	名	称		所 在	地		の 効 力年 月 日
セ	ン	۲	ラ	Jl	/ }	薬	局	酒	田	店	酒田市千石町二丁目15番29号		平成1	5. 7. 8
±			門				医			院	飽海郡遊佐町大字庄泉字開元65番地		同	8.15

吉		Ш	医		院	長井市成田1621番地	同	9.11
岡日	日内科	循環	器科ク	リニッ	ク	酒田市東大町三丁目38番3号	同	10. 1
齋	藤	内	科	医	院	鶴岡市本町二丁目6番30号		同

山形県告示第1132号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項に規定する指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。 平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

指定居宅サービス事業者の	事業所の名称及び所在地	居宅サービスの	指定年月日
名称及び所在地	事業別の石柳及の別任地	種類	1 相处平月口
株式会社サンクス	株式会社サンクス山形営業所		
長野県飯田市上殿岡372番地	東田川郡余目町大字余目字舘之内41番地	福祉用具貸与	平成15 . 11 . 28
2	3		

山形県告示第1133号

県営土地改良事業の施行に伴う工事を次のとおり完了した。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

事		業		名	地	X	名	工事完了年月日
Œ ⅓	場整	備	事	業	西	荒	瀬	平成15年 4 月23日

山形県告示第1134号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 保安林予定森林の所在場所

西田川郡温海町大字菅野代字沢口・川内(以上2字国有林。次の図に示す部分に限る。)

2 保安林指定の目的

水源のかん養

- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
 - イ 次の森林については、主伐に係る立木の伐採を禁止する。

字沢口・川内(以上2字について次の図に示す部分に限る。)

ロ 次の森林については、主伐は、択伐による。

字沢口・川内(以上2字について次の図に示す部分に限る。)

- ハ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 二 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ホ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を農林水産部森林課及び温海町役場に備え 置いて縦覧に供する。)

山形県告示第1135号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、地域振興整備公団山形総合開発事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 公共測量を実施する地域 山形市大字松原地域

2 公共測量を実施する期間 平成15年12月10日から平成16年3月26日まで

3 作業の種類

公共測量(3級基準点測量、4級基準点測量)

山形県告示第1136号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 狸森上山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
上山市鶴脛町二丁目717番 1 から 同 378番 5 まで		IΒ	11.0 メートル ・ 4.0	メートル 70
同	上	新	23.4 メートル ≀ 11.0	同上

山形県告示第1137号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 長岡中山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
天童市大字寺津字舟町50番 3 から 同 29番 5 まで		ІВ	13.0 メートル ・ 7.0	メートル 340
同	Ł	新	13.0 メートル ≀ 7.0	同 上
同	上	初	7.0メートル ≀ 3.0	メートル 415

山形県告示第1138号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 長岡中山線

2 供用開始の区間 天童市大字寺津字舟町50番3から

同 29番5まで

3 供用開始の期日 平成15年12月15日

山形県告示第1139号

次の開発行為は、完了した。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 許可番号

平成15年11月11日 指令村総建第5019号

2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

上山市金瓶字水上206 - 1の一部、207の一部

3 開発許可を受けた者の住所及び氏名

山形市桜田西一丁目10番37 - 102号

伊藤 毅亦 伊藤 さおり

山形県告示第1140号

建築基準法(昭和25年法律第201号)第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。 なお、関係図面は、村山総合支庁建設部西村山総務建築課及び河北町役場において縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 指定の番号 私道村総西建第200号

2 指定の場所 西村山郡河北町大字吉田字霊堂577 - 1、577 - 8

3 道路の現況 幅員 6.00メートル

延長 39.01メートル

4 指定年月日 平成15年12月3日

山形県告示第1141号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 曲川新庄線

2 供用開始の区間 新庄市常葉町866番1から

同 874番35まで

3 供用開始の期日 平成15年12月12日

山形県告示第1142号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 最上小野田線

2 供用開始の区間 最上郡最上町大字満沢字高田375番1から

司 字市ノ沢1840番56まで

3 供用開始の期日 平成15年12月12日

山形県告示第1143号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 板谷米沢停車場線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
米沢市福田町一丁目1657番 1 から 同 1648番 5 まで		IΒ	10.0 メートル ≀ 7.8	メートル 226
同	Ŀ	立口	16.6 メートル ≀ 7.8	同上
米沢市福田町一丁目1657番1から同 相生町1769番7まで		新	48.8 メートル ≀ 7.8	メートル 329

山形県告示第1144号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 板谷米沢停車場線

2 供用開始の区間 米沢市福田町一丁目1657番1から

同 相生町1769番7まで

3 供用開始の期日 平成15年12月15日

山形県告示第1145号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 路 線 名 板谷米沢停車場線

2 供用開始の区間 米沢市福田町一丁目1657番1から

同 1648番5まで

3 供用開始の期日 平成15年12月15日

山形県告示第1146号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧 に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 米沢飯豊線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
西置賜郡飯豊町大字高峰字宇津川17 同 大字手ノ子字町屋敷		IΒ	58.3 メートル 25.0	メートル 567
同	Ŀ	新	39.0 メートル ・ 19.0	同上

山形県告示第1147号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 道路の種類 県 道
- 2 路線名 玉川沼沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

X	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
西置賜郡小国町大字 同	白子沢字西ノ原505番1から 字寺屋敷添295番8まで	· 旧	15.3 メートル ・ 6.2	340
同	Ł	IH	57.5 メートル ≀ 4.0	398
同	Ł	新	15.3 メートル ~ 6.2	メートル 340
同	Ŀ	利	42.5 メートル ・ 13.0	メートル 318

山形県告示第1148号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部西置賜総務建築課において平成15年12月12日から同年12月25日まで縦覧 に供する。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 (1) 路 線 名 米沢飯豊線

(2) 供用開始の区間 西置賜郡飯豊町大字高峰字宇津川17番8から

同 大字手ノ子字町屋敷-1242番1まで

(3) 供用開始の期日 平成15年12月12日

2 (1) 路 線 名 玉川沼沢線

(2) 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字白子沢字大橋元416番1から

字寺屋敷添295番8まで

(3) 供用開始の期日 平成15年12月12日

3 (1) 路 線 名 五味沢小国線

(2) 供用開始の区間 西置賜郡小国町大字越中里字返栗428番 2 から

同 字沢口266番まで

(3) 供用開始の期日 平成15年12月12日

4 (1) 路 線 名 長井大江線

(2) 供用開始の区間 西置賜郡白鷹町大字鮎貝字神明二2529番1から

同 字新町尻二3184番2まで 西置賜郡白鷹町大字箕和田字水上1481番1から

司 字欠ノ下675番3まで

(3) 供用開始の期日 平成15年12月12日

公 告

電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律(平成14年法律第153号)第34条第1項の規定により、次のとおり指定認証機関に認証事務を行わせることとした。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

- 1 指定認証機関の名称 財団法人自治体衛星通信機構
- 2 認証事務を行わせることとした日 平成15年12月1日

特定非営利活動促進法(平成10年法律第7号)第10条第1項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証について申請があった。

平成15年12月12日

山形県知事 髙 橋 和 雄

1 申請のあった年月日

平成15年11月27日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称

特定非営利活動法人森の子会

(2) 代表者の氏名

我妻 寿光

(3) 主たる事務所の所在地

山形県米沢市万世町牛森4172番地の6

(4) 定款に記載された目的

この法人は、乳幼児、児童、高齢者、知的及び身体障害者に対して、子どもの健全育成を図る事業、及び 生活の自立を図り、職業能力の開発を支援する事業を行い、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を 地域社会において営むことができるよう支援し、幸せな生きがいのある生活の確立に寄与することを目的とする。

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

平成15年12月12日

					•		
		裍			巨		
	犇				洲		
	费		3 日 の				
県営住宅の名称等	海	収入が238,000円 を超え268,000円 以下の者	28,700	30,700	15,400	29,800	50,600
		収入が200,000円 を超え238,000円 以下の者	円 25,000	26,800	15,400	25,900	44,100
		収入が178,000円 を超え200,000円 以下の者	21,600	23,200	15,400	22,500	38,200
	祕	収入が153,000円 を超え178,000円 以下の者	18,700	20,100	15,300	19,500	33,100
		収入が123,000円 を超え153,000円 以下の者	15,800	17,000	12,900	16,400	28,000
		収入が 123,000円 以下の者	13,000	14,000	10,600	13,600	23,100
	次 凶		一般用	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>	<u> </u>
	公司数数		_	-	_	-	_
	格	(戸当たり 住戸専用 面 積	平方メートル 51.8	53.7	44.4	54.6	70.1
	朔	住宅形式	3 D K	<u> </u>	3 K	3 D K	▣
	所 在 造		上山市美咲町2 - 3 - 2	同 美咲町2 -3-3	同 金生1- 13-13	同 旭町2-7-1	同 長清水1 - 10 - 17
	分			同 土屋倉アパ -ト3号	同 金生アパート	同 鷲ケ袋アパート	同 長清水アパート

- (注) 「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
 - (1) 同居親族又は控除対象配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
 - (2) 控除対象配偶者が老人控除対象配偶者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
 - (3) 扶養親族が特定扶養親族である場合には、その特定扶養親族1人につき 200,000円
 - (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円(その者が特別障害者である場合には、400,000円)
 - (5) 入居者又は同居親族に老年者がある場合には、その老年者1人につき 500,000円(その者の所得金額が 500,000円未満である場合には、当該所得金額)
 - (6) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫 1 人につき 270,000円(その者の所 得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(3)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。 イ 次のいずれかに該当する場合 268,000円
 - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が、次のa、b又はcに掲げる障害の種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
 - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
 - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
 - c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度
 - (ロ) 入居者が50歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが50歳以上又は18歳未満の者である場合
 - (^) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
 - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で当該手帳に記載されている身体上の障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第一款症であるもの
 - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生大 臣の認定を受けている者
 - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者
 - ロ イに掲げる場合以外の場合 200,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- 3 選考方法

募集の区分欄に「特定目的用(身障者用)」とあるのは、身体障害者世帯から選考する。

募集の区分欄に「特定目的用(高齢・身障者用)」とあるのは、高齢者世帯及び身体障害者世帯から選考する。 募集の区分欄に「一般用」とあるのは、心身障害者世帯、高齢者世帯、母子世帯、生活保護世帯又は多子世帯 で一定の要件に該当する世帯の当選確率を優遇して公開抽選とする。

- 4 申込期間及び方法
 - (1) 申込期間 平成15年12月17日から12月23日まで(12月22日(月)は休館日となります)(受付時間 AM10:00 ~ PM4:30)(ただし、郵送の場合は、平成15年12月23日までの消印のあるものに限り有効とする。)
 - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形県すまい情報センター
- 5 入居の時期 平成16年2月1日

正 誤

発行年月日 県公報 番 号 行

誤

正

平成15.11.7 号外(87)

9 1

県民税配当割領収書

県民税配当割領収証書

同

同 12 1 県民税株式等譲渡所得割領収書 県民税株式等譲渡所得割領収証書